

令和 8 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和8年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月18日(水) 午後2時45分から午後4時15分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 伊藤雅朗教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員
青山芳子教育委員 原田真弓教育委員 鈴木志保教育委員 夏目真治教育委員

4 説明のため出席した職員

原田教育部長	大藏教育総務課長	菅野学校給食課長
安井学校教育課長	河口生涯共育課長	中村生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事	浅井生涯共育課参事	前崎学校教育課副課長

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和8年1月開催定例会の会議録について

日程第2

(1) 教育長報告

日程第3

(1) 議案

第2号 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について(教育総務課)

第3号 新城市教育委員会公印規則の一部改正について(教育総務課)

第4号 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(教育総務課)

第5号 新城市立学校管理規則の一部改正について(教育総務課)

第6号 新城市社会教育委員の委嘱について(生涯共育課)

第7号 新城市公民館運営審議会委員の委嘱について(生涯共育課)

第8号 新城市社会教育審議会規則の一部改正について(生涯共育課)

第9号 新城市スポーツ推進委員の委嘱について(生涯共育課)

第10号 新城市文化財保護審議会委員の委嘱について(生涯共育課)

第11号 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について(生涯共育課)

第12号 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について(生涯共育課)

第13号 新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正について(生涯共育課)

日程第 4

(1) 協議事項

- ア 熱中症特別対策について
- イ 令和 8 年度の給食回数と牛乳単価について (学校給食課)
- ウ 新城市子ども読書活動の推進に向けた取り組みについて (生涯共育課)

日程第 5

(1) 報告事項

- ア 市議会 3 月定例会について (教育部長)
- イ 新城市学校給食費取扱要綱の一部改正について (学校給食課)
- ウ 新城市スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について (学校教育課)
- エ 行事・出来事 (3 月、4 月) について

閉 会

○職務代理者

それでは、ただいまから令和8年3月新城市教育委員会定例会議を始めます。

日程第1 (1) 令和8年1月開催定例会の会議録について

○職務代理者

日程第1、令和8年1月開催会議録について。会議録の内容についてご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

会議録について承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

全員挙手ですので、会議録については承認といたします。

日程第2 (1) 教育長報告

○職務代理者

日程の第2、教育長報告。

教育長、お願いします。

○教育長

お願いします。

お手元の用紙、働き方改革ロードマップアップデート版をご確認ください。

県教委が来年度から働き方改革を確実に実施するという文書を出しました。10月、県教委から、もし意見があったら出してほしいという依頼があったので、私の考えを教職員課に伝えました。それが裏面です。

一つは、資料があまりにも複雑であったので、1ページにまとめてほしいこと。県教委は、お手元のもう1枚の資料にある1ページ概要版を作成していただきました。

二つ目が、閲覧環境への配慮。

そして、三つ目が、実際の現場とはかけ離れている働き方改革になっていたのでは、三つのことを要望しました。一つ目は、標準法に定められた教員定数に加え、県独自の正規教員を増員すること。二つ目は、主幹教諭について。県、国は主幹教諭を増やしません。できるだけ数を増やしてほしいという願いです。三つ目は、小中学校は、女性教員が占める割合が高い。ということは、産休・育休はあって当たり前ですが、その補充が確保されていない。市町村ごとに補充者をあらかじめ配置してほしいと伝えました。年度途中で欠員状態のまま、働き方改革はできないということです。この三つは無理な願いというのは分かっていますが、そういうことを県がやらないと、現場で働き方改革を実施することに無理があるということを伝えました。

私が一番恐れているのは、表に戻っていただいて、これが県の主張の中心の部分ですが、下線部のところ。2026年度末までに、つまり、この4月から1年間で、1か月の時間外在校等時間45時間超の教員ゼロを目指すとして記しています。

実際に今どうかというと、愛知県下の小学校でいうと25%、中学校でいうと37%の教職員が45時間を超えています。それをゼロにするということは教員の配置がないとできません。ですが、教員の配置増はありません。

県が打ち出した骨太の方針が三つあります。

一つ目は少人数学級。この少人数学級は何かというと、40人学級から35人学級にする。それを1年前倒しで行うというものです。

二つ目の小学校の教科担任制。これも専科教員を配置しますが、数でいったら、それほど多くありません。三つ目は、部活動改革。部活動のために人をつけるかということ、そうではなく、結局、今の体制を変えるところまで行かない。何をやるかということ、例えば、企業に登録してもらって、そのマッチングをするとか、そういうことを県教委が行う。しかし、実際には、新城市でいったら、この県の施策によって、部活を行う地域での指導者は増えない。問題解決にはならないこの骨太の方針は、施策として不十分と言わざるを得ない。

仮に、このまま真面目な教員が真に受けて、45時間以上はやらない、やっちはいけない、何としても45時間以下に済ませる。そういうことをするとどういうことが起こるか。例えば、少経験者、新規採用者、若手教員が勤務時間外で働けないことになると、準備をせずに、教材研究不十分のまま授業に臨んでしまう。そうすると授業がさらに面白くなる。つまらなくなる。その結果、不登校を増やすことにつながる。学校の授業がつまらなければ、不登校がさらに増えます。

このままの状況で、働き方改革を進めると子どもが犠牲になることが明らかのため、先日の校長会議では、あまり真に受けなくていいと伝えました。個人的には、去年よりは、多少進むぐらいでいいと思っています。私は、時間管理は大事だけれども、他人の生活を時間でぼうのには反対です。

以上、教育長報告とします。

○職務代理者

ありがとうございました。ただいまの教育長報告について、ご質問があったらお願いいたします。よろしいですか。

ご意見、ご質問がないようですので、日程第3、議案に移ります。

日程第3 (1) 議案

○職務代理者

それでは、日程第3、第2号議案から13号議案までございますが、1議案ごとに審議してまいりたいと思います。

それでは、第2号議案、新書市教育委員会決裁規程の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課

教育総務課、議案4本ございますが、よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料につきましては、1ページ目になりますが、新城市教育委員会決裁規程の一部改正につきまして、令和8年度機構改革に伴う規則の決裁規程の改正になります。

第2条、定義において、教育監と室長を新たに定義します。

また、第5条におきまして、教育総務課と学校教育課が一つになり、教育政策課になることから、学校教育課長の専決事項を教育政策課長へ移行し、新たに学校教育指導室が設置されますので、室長の専決事項を追加します。

第7条におきましては、教育監、室長が新たに定義されることにより、代決の条文を改正することとするものです。

今回、この決裁規程等を通しまして、教育部長という名称が部長と表記改正しておりますが、こちら、新
城市教育委員会事務局組織規則というものがございまして、そちらで教育部として既に定められているため、
今回、部長という名前で統一するというので、表記の改正をしております。

第2号議案につきまして、説明は以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

質疑はございませんので、議案第2号については、採決を行います。

第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定してよければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異論もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案、新城市教育委員会公印規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課

続きまして、第3号議案、新城市教育委員会公印規則の一部改正につきましても、令和8年度機構改革に
伴います教育総務課を教育政策課に改正するものです。また、3条、4条、従来ありました条文につきまし
ては、新城市公印規則と同様な規程であり、行政課の法務文書を調整した結果、この第3条、4条につきま
しては削除してよいということで、今回の改正で削除しております。

以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第3号について、採決を行います。

第3号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案、新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいた
します。

○教育総務課

第4号議案につきましては、すみません、当日、今日、差し替えを出させていただいております。資料の
束でなく、ホチキス留めの差し替えのほうでご説明させていただきます。

これも同じく、令和8年度機構改革に伴うものでありますが、まず第2条の「事務局の内部組織」につ
きましては、教育政策課及び学校教育指導室の新設とその課に附随する各係が改正となっております。また、
生涯共育課から文化財係が課となって、歴史文化課というのが新設されることとなります。

職制第4条の2と3につきましては、条文の統合をしております。

続いて、第5条の職務につきまして、こちら、今回の組織機構改革の中で学校教育指導室の指導主事の先
生方に関しまして、新たに定義をしております。この組織改革の一つの目玉として、指導室の教員の先生方
が学校等教育指導に当たるところで、そういうことに重点を置こうということを深く掲げておりますので、

職務の定義の中で指導主事を今回改正で追加しております。

続きまして、別表（第3条関係）につきましても、組織機構改革に伴い各課の事務分掌を改正、修正しております。以上になります。

○職務代理人

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

質疑はございませんので、議案第4号について、採決を行います。

第4号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

（全員挙手）

○職務代理人

ご異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案、新城市立学校管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課

第5号議案、新城市立学校管理規則の一部改正につきましても、昨年、令和7年12月23日に開催した教育委員会会議におかれまして、新城市立の小学校及び中学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則を可決していただいております。その規則の可決に伴い、管理規則を改正するものです。

第26条の4につきましても、運営協議会の設置及び運営に関する規則に協議会委員について定義しておりますが、全学校に協議会が設置されるまで2年ほどかかります。その移行期間を鑑みまして、管理規則においても同様な表記、規定を定めるため、今回改正するものとなっております。

以上です。

○職務代理人

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第5号について、採決を行います。

第5号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○職務代理人

ご異議もございませんので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案、新城市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

第6号、新城市社会教育委員の委嘱についてでございます。新城市社会教育委員は、公民館運営審議会委員と兼任していただいておりますので、第6号、第7号について併せて説明をいたします。

新城市社会教育委員及び新城市公民館運営審議会委員につきましては、今月末で任期が満了します。新城市社会教育委員設置条例第3条、新城市公民館運営審議会条例第4条に基づき、令和8年4月1日から1年間の委嘱について提出をするものであります。

委員は社会教育の関係者、経験者から選定をしております。

説明については以上です。

○職務代理人

それでは、この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第6号について、採決を行います。

第6号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

続いて、第7号議案、新城市公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局から引き続き説明をお願いいたします。

○生涯共育課

先ほど社会教育委員の委嘱についてで説明しましたが、公民館運営審議会委員も社会教育委員で兼任しておりますので、15ページのとおり提出をさせていただいております。

以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第7号について、採決を行います。

第7号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第8号議案、新城市社会教育審議会規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

第8号、新城市社会教育審議会規則の一部改正についてでございます。

このたびの制定経緯ですが、地方自治法の規定により、有識者等で構成し、審議・協議等を行う附属機関については、法律または条例により設置項目が必要となっております。

このたび、庁内の調査によって、社会教育審議会がこの附属機関に該当するため、社会教育審議会の設置及び運営に関する条例を一部改正で整理したことにより、規則も併せて必要な事項について整理をするものであります。

説明については、以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第8号について、採決を行います。

第8号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第9号議案、新城市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

第9号議案、新城市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、教育委員会が委嘱します。任期は、新城市スポ

ーツ推進委員規則に基づき2年とし、今月末をもって現在のスポーツ推進委員の任期が満了をいたします。

現在、新城地区から1名がまだ調整中ではありますが、令和8年度、令和9年度の委員を各地区から推薦されたスポーツ委員の委嘱について提出をするものであります。

以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第9号について、採決を行います。

第9号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案、新城市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

第10号議案、新城市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、新城市文化財保護条例の規定に基づきまして、7名の方を委嘱したいと考えております。

任期につきましては、令和8年4月1日から2年間、令和10年3月31日までを予定しております。

以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第10号について、採決を行います。

第10号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第11号議案、新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

第11号議案、新城市長篠城址史跡保存館運営審議会の委員の委嘱につきまして、長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の規定に基づきまして、以下の4名を運営審議会の委員として委嘱したいと考えています。任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年でございます。以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第11号について、採決を行います。

第11号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

次に、第12号議案、新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯共育課

鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について、説明いたします。

22ページ、議案第12号をご覧ください。

こちらにつきましては、任期満了に伴い、鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の規定により、議案に記載してあります6名を鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員に委嘱するものであります。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上です。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

○教育委員

今、任期について解説していただきましたが、その任期がここに今明記されていないんですが、ほかのところを見ていると、任期が書いてあるんですけど、それは書いてなくてもいいのかなどかがちょっと分かりませんが、あったほうがよければ書いたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○職務代理者

いかがですか、事務局。

○生涯共育課

記載が漏れておりますが、条例にこれらの規定があります。任期2年とありますので、任期が記載漏れということになります。

○職務代理者

そのほか質疑はございますか。よろしいですか。

それでは、議案第12号について、採決を行います。

第12号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案、新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、事務局からお願いいたします。

○生涯共育課

新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、23ページの議案第13号をご覧ください。

こちらにつきましては、今年度庁内全体において設置している組織について附属機関と誤認されるおそれや違法性等がないか見直しを図るよう依頼があり、現在、新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則第2条及び第3条で規定している学術委員及び顧問の設置について、公的身分でないところ、規則に当該規定があることに附属機関と誤解、混乱を招くおそれがあるため、学術委員及び顧問設置について規則から削除し、要綱により整理していくこととし、規定を整理する必要があるものであります。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○職務代理者

この件について、質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんので、議案第13号について、採決を行います。

第13号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異議もございませんので、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議案については、以上となります。

日程第4 (1) 協議事項

○職務代理者

次に、日程第4、協議事項に移ります。

それでは、協議事項ア、熱中症特別対策について、説明をお願いいたします。

○教育長

お願いします。要項の29ページ、30ページ、31ページが熱中症特別対策に関わる資料です。

事前に委員の皆様にご覧いただき、A案、B案をお示ししました。同時に県教委、そして県教委の職員の方から文部科学省まで確認をしていただき、その回答をお示ししました。オンライン授業は、授業数とカウントしないという回答をいただきました。したがって、B案の熱中症特別対策実施日は臨時休業となります。

そして、書き方としては、この29ページの3番、実施内容の(3)オンライン等による「学習支援」とし、「授業」という言葉は使わず「学習支援」とします。小学校4年生、5年生以上なら、主体性を伸ばすという意味合いで、子どもが主体的に学習に取り組めるようにする。今日は暑くて危険だから登校せずに家庭学習になった。そのような状況で、子どもたちが主体的に学習に取り組めるような支援をオンラインを通して行う。場合によっては、二、三時間は子どもたち自身で自主学習をする。低学年はそこまでうまくいかないと思います。したがって、子どもの状況を確認し、学習の支援をするという形になります。

加えて、何らかの理由で、家庭で自主学習を行うことが難しい場合については、学校に職員もいますので、保護者が学校まで送り迎えができれば、学校の教室に来て、オンラインによる学習支援を受けることになります。この場合、児童クラブ登録者については、14時30分まで学校で預かり、14時30分以降は児童クラブで預かることにします。

今日の会議で、内容については決定し、後日、各学校に会議内容を示そうと思います。

3月10日に校長会議が開かれました。そのときには、今と同じようなこのB案について説明しました。会議では特に反対意見とか問題点は出されませんでした。後でいただいた意見の中に、試行実施ということで、この6月、7月、9月については、暑さ指数を各学校で9時、11時、13時、15時と2時間ずつ計測したらどうかという意見もいただきました。令和8年度の試行実施を受け、8年度よりも9年度、9年度よりも10年度という段階を踏んで、より安全な方法を模索していきたいと思っています。

保護者への通知文については、4月に新しい校長になる学校もありますので、その4月を境目に校長会議、あるいは職員会議、PTAの役員会・総会、学校運営協議会、学校評議員会で、今年度こういう形で2週間、試行的にやっていくということを示しながら意見をもらい、特に異論があるような場合については、急遽対

応することがあるかと思えますけれども、そうでなければ、基本的にこの方向で子どもの命を守っていきたいと考えます。今日が最後の会議になると思えますので、必要なことがありましたらご意見いただければ、とてもありがたいと思えます。

○職務代理者

最後の熱中症特別対策の検討会ということになります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

私のほうから質問です。

熱中症特別対策の試行の時期が7月6日から17日ですが、この期間に実施基準を満たさない場合、改めて時期を検討されるということですか。

二つ目は、一番大切にしたい子どもたちの対応についての質問です。自宅にいる子どもたちはオンライン授業を受けます。学校にいる子どもたちは、弁当を持参して自宅にいる子どもと同じようにオンライン授業を受けることになるということでしょうか。

○教育長

もしこの2週間、授業日でいうと10日間ですが、いずれの日も暑さ指数が3.4に届かない場合、臨時休業なしとなり、以上終了ということと考えています。

ただ、指定の2週間以外の授業日に、3.4以上になることはあると思いますが、その場合、9月以降も含めて、今年度については登校となります。

もう一つ、保護者の送迎により子どもが学校に登校してオンラインの学習支援を受ける、基本的にそういう形を取りたいと思えますが、子どもによっては、オンラインによる学習支援が受けられない子もいます。子どもの状況に応じて柔軟に対応することとします。

○職務代理者

ほかにはいかがでしょうか。

○教育委員

よろしいでしょうか。

この臨時休業という文を出すというのが、前日の18時までというふうに書かれておりますが、前日の18時、明日お休みになりますよと言われたときに子どもの対応だとか仕事の状況だとかというのが各校長先生から何も心配はなかったというのはよろしいのでしょうかというのがとても心配なことが一つ。

それからもう一つは、この3番目のところのオンライン授業やりますはいいいですが、家庭における安全が確保できない場合に限り受入れ体制を行うということになると、別途というふうに書かれてはいますので、詳細はまだ分からないかもしれませんが、どのような場合を困難と判断するか。あそこのうちはこのだとか、うちはこれに行くかとか、でも今回はちょっと病気じゃないけどちょっと体調が悪そうだからってそんなような場合はどうするんだろうかとそういう細かいことがきくと親ごさんって心配ではないかということと、先ほど14時半からは児童クラブも開設されるとか、そうなるそこへは送っていかなければいけないのかとか、独りで行くのかとか、そういう大変細かいようなところなんですけど、まさに詳細なんですけど、そういうのもこの用紙と一緒にいかない限り、細かい問合せがいっぱい来るのではないかと思ってしまうのですけれども、そのようなところはどうかというのを伺えたらと思います。お願いします。

○教育長

まず、前日の18時にtetoruで送信しますが、その前に翌日以降の暑さ指数というのは大体予測で

きますので、例えば、前日の午前中に、明日は臨時休業の可能性がありますぐらいの情報を t e t o r u で配信して、改めて18時に連絡をする2段階方式を考えています。

二つ目については、細かいケースはいろいろあります。考えられるさまざまな対応について、これから19校の校長に出してもらい、どういう説明が最もわかりやすいか検討を重ねます。

先ほど言われた14時半からの児童クラブの対応もなかなか難しいところがあるので、できるだけ丁寧な説明をしますが、現段階では、この方向で行きたいという考えです。細かいところはたくさんあると思いますし、学校によって状況もかなり違うことから、それらも含め、丁寧に対応していきたいと考えています。

○教育委員

千郷小学校なんかは目の前にうちがあるような子もいますよね。登校できますよね。門と自宅と同じみたいな、そんなようなところでも登校はいけないのかとか、新小の場合でもそうかと思えますけど、そういうようなところ、本当に細かいことってというのが、煩雑かと思えますが、しっかりした指示があるといいかなと思いますので、お願いします。

○職務代理者

児童クラブの件はいいですか。

○教育長

今おっしゃられた学校の本当に近くのところのことですが、この熱中症特別対策の基本方針は、新城の子どもの命、全ての子どもの命を守るということが原点です。通学距離によって対応を変えるということはありません。個人に応じて差をつけることはしません。ただし、作手地区は除きます。

鳳来東も比較的涼しいけれど、黄柳川も比較的涼しいけれど、ましてや黄柳川は場合によっては全員バスで通わせることもできる。4月の学校での会議等で異論が出る可能性がありますので、そのところの様子を見て判断することもあります。しかし、基本方針は変わりません。学校ごとに対応を変えれば、不公平感が生じるからです。

○教育委員

今の件ですけれども、この詳細については、それぞれまた話し合って確認していくというお話でした。

それを出すタイミングは、4月になると思いますが、一応市全体で出すのか、あるいはその学校に合わせて校長名で出すのか、そのあたりはどのような見通しであるかということをお聞かせいただきたいです。

○教育長

最終的な責任は市教委にありますので、全校一律に市教委で出したいと思いますが、それについて付加の説明があると思いますので、その部分は学校ごとに若干変わる部分もあると思います。本筋論は全て統一をするという考えでいます。

○教育委員

それは筋としてはとてもいいことだと思います。学校独自のところは、例えば教育長の名前であったところに、学校の代表など具体的に入れて対応するというようなイメージでよろしいですか。

○教育長

文章の最後に担当と書いて、例えば新城市教育委員会学校教育課、誰々、プラス何々小学校、教頭、誰々という形の文章になると思います。お問合せはこちらまでということ。

○職務代理者

よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

○教育長

いいですか。

○職務代理者

どうぞ。

○教育長

2回ほど前の教育委員会議で、委員が暑さ指数34ではなく33を基準にということをおっしゃられました。校長の意見の中にも33だと実質的には暑い夏だと半数に達する可能性があるということで、今回、本当なら33が正論かもしれませんが、34としました。試行期間については34とするが、状況によっては医師に判断を仰ぐということでご理解いただければと思います。

○職務代理者

熱中症特別対策の試行、あるいは実施した場合、3つほど対策をしなければいけないことがあります。

1点目は、報告機関への対応。新城市が初めて実施するというので、報道機関からの取材がかなりあると思います。そのときに、この熱中症対策の実施基準が新城市の暑さ指数34以上にした理由などを必ず聞かれます。それに対して教育委員会のしっかりした考え方を述べるのが大切だと思います。

2点目は、学校の受入れ体制。保護者の中には、先ほど委員もおっしゃったように、両親共働きの家庭がかなりあると思うんです。あるいは様々な理由で自宅に子どもを残しておけない家庭があります。その場合に、学校の受入れ体制の範囲内での対応と書いてありますが、各学校で取る体制がそれぞれ違うと思います。そこを各学校が具体的に考えていく必要があるます。

3点目は、以前、話をした授業時数確保の問題。学習指導要領で示した各教科の内容を指導するための必要な1年間の時数が、標準授業時数として国が定められています。文科省では、標準授業時数を確保することは努力義務だとしていますが、子どもたちの学力の維持とか向上を図るためには、やはり年間を通じた授業時数の確保が必要ではないかなと思います。

そのために、各学校でモジュール授業の導入、あるいは朝学習の授業の活用、授業内容の精選、弾力的な時間割の運用など様々な工夫をするべきだと思います。

ほかにいかがでしょう。

○教育委員

今の委員が言われた受入れ体制ということでいうと、ちょっと心配なことがあると思います。

どういう意味かという、基本的にその文書は新城市教委で出します。大ざっぱはいいのですが、細かいところ、例えば家庭の事情でこういうことがあった場合は受け入れますと明記されている、ある学校は全面的に無理ですなど、その辺のところ、受入れ体制において、親への負担が変わってきてしまうことになる、よろしくないと思います。

出す文書ができた時点で、そごがないことを確認していく必要があると思います。特にそういった面で事前に市教委で、こういうラインで収めたいという考えがあるならば、4月の校長会で、こういったところを配慮してくださいとか、あるいは案があったらこちらへ伝えてくださいとか、そういったことが共有できるといいのではないかと思います。

○教育委員

いろんな考え方があるので、この試行期間ということで取りあえず今年度というところに関しては賛成で

はあるので、この先、天候がどう変わっていくのかということを見極めながら、試行期間というのを過ごしてもらって、子どもたちの体力と相談しながら、対外的なんですけど、先生が言われていたとおり、きっとマスコミなんかの対応もあると思うんですけど、悩みますね。やっぱり線引きってところが一番。

○教育委員

ちょっと別の角度からの意見になると思うんですけども、今子どもたちの安全を考えて今いろいろ意見が出ていると思うんですが、指示が出てそれに従うということはもちろん大切なんですけども、子どもたちがやはり自分たちは自分で守らなければいけないという自覚をまず持たせるということもすごく大切だと思いますので、教室には温度計はあると思いますけれども、それを常に自分も確認をしながら、で、予想する、今日はこういう天気です明日はもっと上がるかもしれないねとか、そういうことを子どもたち同士で話をしたり、気をつけていこうというそういうことを心がけるような指導も大切かなと思いました。

○教育委員

一つ疑問というかあったのが、授業時数は委員さんが努力義務ということを言われていましたけど、割とこの授業時数という捉え方も校長先生によって違って、モジュールは授業としてカウントしないという校長先生もいたり、それは一応補填ということでカウントされる先生も見えるので、ここは統一されないといけないかなというのが一つと、あと実際、来年度につなげるようにという意味で、もしくは今後の対応策をいろんな問題が出てきた中でどれが一番として取って、ほかをどういうふうに補填していくかという意味での試行期間という期間も含めて「試行」という言葉があると思うんですけど、「子どもの命を最優先に」というこの単語とすごく「試行」というものがすごくくっつかなくて、試行期間ではあると思うんですけど、策としては試行という、どういうふうに言ったらいいかちょっと迷うところなんですけれど、すごくその単語が違和感があるなと思っていて、もしそうであれば、期間としては試行期間かもしれないですけど、策としてはもう本当にこれが本策というような格好でもう少し前へ出せたらいいのかなという印象を受けました。

○職務代理者

ほかにいかがでしょうか。

○教育委員

確認です。試行期間は取りあえずこの2週間ということですね。前も話題になったと思いますが、その暑さ指数がどのぐらいか、この試行期間外にどうかということも、今後を見通す上では大事になってくると思います。新城市でも6月の終わりぐらいか6月の中旬というか、とにかく暑くなりはじめた時期から、9月あるいは10月のはじめあたりの暑さ指数をチェックしてみる、また作手地区でも同様にデータを集めておくと、今後につながっていくと思います。

○職務代理者

確認です。この実施基準を突破した試行期間以外のときは、そういう日があったとしても今年度は実施しないということによろしいですね。

○教育長

そうです。

○職務代理者

まず試行期間を終えて、様々な問題を解決しながら、この熱中症特別対策を実施できるようにしていくという流れだというふうに解釈すればよろしいですか。

○教育長

極論でいうと、例えば試行実施期間の授業日が10日間とも暑さ指数3.4に到達する可能性があるわけです。そうすると、10日間、授業がないわけです。逆に、9月1日から2学期始まります。最初の1週間、ずっと暑さ指数3.4という可能性もあります。それでも、そのときは授業をやるというのが、令和8年度の試行実施のやり方です。

そうしないと、一歩が進めないということです。最初から10歩は歩けないということです。最初から完全な熱中症特別対策を導入することが難しいから、試行実施という形になっています。

ただ、委員が言われたように子どもの命を最優先と言いつつ、建てつけはそうっていない。でも、現実には熱中症特別対策を取り入れるためには、何らかの策を構築していかないといけない。その策が試行実施です。試行実施をしていく中で、保護者や教職員にも、子どもの命を守る暑さ対策について考えていただく。子どもの命を守るためにはどうしたらいいか、それを考えるのが大人の責任といえます。

そういう考えです。

○職務代理者

教育長の考えもよく分かりました。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、次の協議事項イ、令和8年度の給食回数と牛乳単価について、学校給食課から説明をお願いします。

○学校給食課

お願いします。32ページをお願いします。

給食の実施予定回数と牛乳1本当たりの単価につきましては、新城市学校給食費取扱要綱の5条及び9条でそれぞれ教育委員会で定めると規定してございます。

そこで、32ページの資料のとおり、給食の実施予定回数を190回、牛乳単価は72円とし、令和8年度給食事業を進めたいと考えております。

予定回数は今年度と同じ回数とし、牛乳単価は4円の値上げとなります。この牛乳単価は、県から3月3日付で保護者負担額の通知があり、令和8年度の額が確定しましたので、本日の協議事項として出したものです。

○職務代理者

説明よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問がございましたでしょうか。

よろしいですか。それでは、ご意見、ご質問がないようですので、よろしくをお願いします。

それでは、次の協議事項ウ、新城市子ども読書活動の推進に向けた取り組みについて、生涯共育課からお願いいたします。

○生涯共育課

それでは、生涯共育課新城図書館から説明いたします。

33ページから41ページまでをご覧ください。

令和7年3月に「新城市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。この推進計画を具体的に進めていく実施計画として、「新城市子ども読書活動の推進に向けた取り組み」を策定いたしました。

全国的な子どもの不読書率の上昇や、本市における子どもの図書館利用の減少を踏まえまして、利用促進に向けた取組を行っていくものであります。また、学校がICTを活用した新たな学習方法に取り組んでい

る中、図書館が電子書籍等、学習に必要な資料の提供が出来ていないため、その対応に取り組むものであります。子どもの読書の重要性につきましては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の本文にうたわれております。内容は、34ページ、2の(1)に記載されています。

図書館におきましてもこの基本理念の重要性を認識しまして、目指す姿を「また来たくなる図書館」とし、令和8年度から10年度の3年間、34ページ2の(2)に記載の5つの取組を行ってまいります。

35ページをご覧ください。こちらに体系を記載しております。5つの取組に対しまして、それぞれの取組の施策を定めております。

37ページから41ページまで、5つの取組別に現状の取組と目指す取組を記載し、具体的に取り組んでいく内容を明確にしております。

また、目標の指標を定めまして、令和10年度までに目標を達成するよう取り組んでまいります。この中で、特に読み聞かせグループと協力して行います読み聞かせ講座と電子書籍の導入につきましては、計画期間のうちに達成したいと考えております。

読み聞かせ講座につきましては、読み聞かせが子どもが本に触れる一番初めの機会でありまして、読み聞かせ講座を通じまして、家庭内での読み聞かせが普及しますと、読み聞かせ用の本を求めて親子で図書館を利用することになりますし、子どもが自分で本を選ぶため図書館利用の促進につながるものと考えております。

電子書籍の導入につきましては、電子書籍提供事業者から様々なコンテンツが提供されておまして、学校向けのコンテンツで、例えば、文学名作読み放題パッケージですとか、図鑑等のコンテンツを映像化して内容を充実しているところもあります。そうしたことから、学習に必ず役に立つものであると考えています。

また、広大な面積を持つ本市では、学校の場所により図書館利用に差が生じているのも事実であることから、その差の解消に電子書籍が役立つものと考えています。

子どもの読書は、子どもが健やかに成長し、人生をより豊かに生きる力を身につけていく上で、必要不可欠なものであり、その重要性を我々図書館がしっかりと認識し、取り組んでいきたいと考えております。

図書館から以上になります。

○職務代理者

「また来たくなる図書館」って、非常にいい響きの言葉なんですけれども、今の説明に対して、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。

○教育委員

私も新城市の図書館はすごく好きな施設の一つなんですけど、物理的に新城の図書館に来にくい地域の子どもたちっていうのもいると思うんですね。作手地区とか、鳳来の中心部から離れた地域の子どもたちに、例えば新城市の図書館さんはホームページをととても充実されているので、子どもたちタブレット端末を持っていますので、例えばこういう本が読みたいなと思ったときに、もし、もうやってらしたら申し訳ないですが、例えば作手地区だったら、作手小学校まで配達してくれる制度。で、返したいとき作手小学校に例えば一週間に一回とか、2週間に一回、シャトルをしてくれるとか、配達してくれるという制度があると、子どもたちもう少し紙の書籍というのを読みやすくなるのかなというのを少し感じていました。

子ども向けではないんですが、豊橋市の図書館はネットワーク化が広くて、各地区の新城でいう公民館みたいなところに図書の出しコーナーがあって、注文しておくところまで届けてくれるようになっていて、返却も図書館まで行かなくてもその市民館、市民館とか公民館のようなところに返せばちゃんと元の図

書館に返っていくようなシステムになっているので、例えばせめて鳳来支所と作手の支所ぐらいで物理的に子どもたち、来にくい、図書館本体に来にくい子どもたちが本の貸し借りがしやすい状況というのも、せっかく端末があるので使って、大人がその本をシャトルしてあげて、書籍という形の紙媒体のものを読むというシステムをつくってあげると、もうちょっと子どもたち本に親しんでくれるのかなと少し思いました。

○職務代理者

いかがですか。

○生涯共育課

そうですね、一応、その学校向けですとかそういった関係につきましては、学校の先生がリファレンスという形で、こういう本が授業に使いたいとか、主には授業の内容になってしまいますけれども、そういったことで、FAXでいただけると図書館でそれを準備しまして、貸し借りについては先生に来ていただくような形にはなりますが、団体貸出しという形も含めまして、対応はさせてはいただいているんですが、学校の子どもたちがどういうリクエストをして、それを直接受けて、例えば支所に送って取りに来ていただくとか、そういったものも学校以外でも取組が考えられるかもしれないものですから、そこは検討のほうをさせていただければと思います。

○教育委員

今の意見に追加で、確かにあの鳳来総合支所ができたときに左のワークスペースを実際、図書館ではないですけど、ある程度サロンみたいな感じで開いてくれるといいなという声も実際あったようで、やっぱりそこへ行くと、バスを待ってる子とか、大体、私は火曜日しか行かないですけど、行くと大体10人くらい中学生がいるんですよ。私がいる1時間、初めから最後までいるので、多分1時間以上そこにいるってことだと思うんですけど、どうしても携帯とかになりますよね。そこで偉人伝とか中学生でも読めるものがあつたりすると、どのぐらい利用があるか分からないんですけど、ちょっと新しい試みかな、いいかなと思います。

それから質問なんですけど、文化会館の図書館には、子ども新聞っていうのを置かれていますか。いろんなタイプの新聞があって、小学校にも前、2か月に1回ぐらい配られてて、今回が「大ピンチずかん」という本で、鈴木のりたけさんの新刊が出されたと言って、小学校ないんですよ。図書館にみんな、うちはたまたま1巻、2巻あって、3巻はないんで、じゃあ図書館に行こうっていうことだったんですけど、それで新聞の中にも結構面白そうな本の情報っていうのがあって、実際その新聞自体が、男性の方がよく新聞読まれてて、左側のところの、大人の方に向けた新聞あるんですけど、子どもに向けた朝日新聞だとか、子どもに向けた新聞というのはどの程度置かれているのかなというのをちょっと思いましてお伺いしました。

○生涯共育課

子ども向けの新聞につきましては、図書館では入れておまして、3種類か5種類ぐらい、ただ、場所が、大人の新聞の横のちょっとした角のところに置いてあるものですから、皆さんの目に留まりにくい場所かもしれないんですが、当然、子どもさんたちはなかなか新聞を読むスペースに入るといのは難しいところもあるかと思うので、また置く位置を考えていきたいなと思います。導入はしております。

○職務代理者

「また来なくなる図書館」というのは、やっぱり魅力ある図書館だと思います。下江市長のマニフェストに「新城版の自治体文学賞事業を実施します。」という項目がありました。その自治体文学賞事業の内容は、定かではありませんが、この事業に関わりのある、例えば新城の郷土の偉人、あるいは作家、そういう本や資料が展示できるコーナーがあれば、新城図書館という意義が深まり、さらに、高まると思います。さら

に、子どもたちの読書活動においても、ふるさと新城を知る良い機会になると思うので、そういうコーナーを作るのも一つの手段かなと思います。

○教育委員

新城に住んでいた女の子、とても本が好きな女の子のちょっと紹介なんですけれども、実話です。私の記憶によりますと、彼女は岡崎方面で生まれまして、お父さんが早くに亡くなり、結局お母さんは新城の市役所のすぐ近くの方と再婚してこちらに引っ越しをされる。そのとき彼女はまだ幼稚園児だったと思います。そして下に弟さんが生まれました。ところが、生まれて間もなくお母さんが突然死してしまったんです。本当にすごい悲劇で、私はその子どもさんに、本当声も、何と声をかけていいかわからないぐらいの状況だったんですけれども、犬を散歩しながら何度か擦れ違ったんですね、その坂のところ。彼女はいつも本を抱えていました。五、六冊。こう本を抱えて、ずっとこう下を向いて歩いているんです。本当、頭を下げるので精いっぱいでしたけど。ところが彼女はすごく頑張りまして、聞いたところによりますと、名古屋大学に推薦で入学をしまして、今は看護師さんとして、結婚もされ、子どもも産み、頑張っているというお話なんですけれども、本当によく頑張ったなと思うと同時に、彼女には本当に図書館という場所が、心の寄りどころであり、いつも本を抱えながら悲しみも抱えながら、本の中で突然亡くなってしまったお母さん、お父さんと対話しながら救われてたんだなという気がしましたので、もしまたどこかで図書館の何かそういう紹介するようなコーナーがありましたら、例えばそういう彼女の話であるとか、ほかにも小説家になりたい希望ある子とか、そういう人たちをちょっと取材をして、どこかで何か紹介するっていうのもいいのではないかなと思いました。

○教育委員

こんないいお話、胸がじんとするようなお話の後に、やはりこれ言ってはいけないかもしれませんが、また来なくなる図書館を目指してということで、今回、子どもの読書活動の推進ということでこの計画を立てられて、それに対する意見ということでよろしいでしょうか。

また来なくなるっていうのは、先ほどから言われている、子どもが1人で来れない、この場所によってあっては。あまりに市域が広い、親が送り迎えできるかっていうと、そう簡単にできるわけでもなく、時間をこれに。そしたらどうしたらこの人たちがもっと子どもも含めて、で、最終的にはいろんな世代をわたって使われるような図書館になるためにどうしたらいいかっていうことが書かれていると思うんですけれど、そうすると、ここに書かれている目標値の指標、そういうのも今後の人口とか、子どもの数とかを考えていくと、増加することっていうのはとても難しいことだと思うんですが、ここに書かれていて、頑張ろうって思う気持ちっていうのはとても大切だと思いますが、現実的でいいのだろうかっていうのも思います。

それと、もうとてもきれいな言葉できちんと計画はされていて、それぞれの要点をきっちり押さえてあるっていうことが書かれていると思うのですが、具体的にじゃあどうしたらいいかっていうことが、すごく細かくは書かれてはいないけれど、そういう事業というか、実践の計画っていうものがここには載せられないのでいいのかなとは思いますが。

それともう一つは、その実践的にこのようなことを具体的にやるという政策みたいなものが、新城の場合、ある程度いろんなものをやられているとはすごく思うんですね。ですので、決して何もやってないわけでもなく、減っていくので仕方ないってわけでもなく、頑張って努力はしているのに、さらにこれ以上、子どもたちが利用したほうがいい、世代にわたって多くの人にとってもらえる、来てもらいたくなるような、来なくなるような図書館を目指していくっていうことになるので、さらに今までやっている以上のことをまだ何

かやらなければならないなあって思うことを考えなければならないと思いながら、これを読ませてもらったので、今幾つか出てきてるヒント、そういう具体的ななということ考えたほうがいいのかなどは思います。そこで、今、分館のことが出ていたとは思うのですが、今度は図書館のほうから本を持って各学校を回ったり、公民館を回ったりという本当に出前授業ではないですけど、出前講座みたいなものもさらに増やしていくっていう、自分たちのほうから出かけていくっていう図書館になっていくっていうのがこの地域には必要なのではないかと、やはり何度読んでも待っていたのでは、ここには来れない。お年寄りもここまでは来れないだろうし、子どもさんだって、実際にはこのかわいの子なら行けるかもしれないですけど、そうじゃない人には、とても難しいなあって思うと、学校に毎月でも出かけるとか、公民館のところにも毎月でも出かけるとか、本当に本とその本のよさや、それから本の使い方だっていいと思うんです。こんなようなことを知ればこういう本があるよみたいな、もういろんなパターンを考えながら提示していく、提案していくっていうことのほうが必要なのではないかなと私はこれを見させてもらって思いました。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

日程第5 (1) 報告事項

○職務代理者

日程第5の報告事項に移らせていただきます。

最初にアの市議会3月定例会について、教育部長、説明お願いいたします。

○教育部長

よろしく申し上げます。資料の42ページからになります。

現在、3月定例会が開会中でありまして、来週、23日月曜日が最終日となります。このうち先週の3月10日から12日までの3日間で代表質問と一般質問が行われました。

5名の議員さんから質問をいただきました。質問と答弁については資料のとおりであります。

それから、今週の月曜日と火曜日に令和8年度予算案に係る予算委員会が開催され、少人数学級の編制や不登校対策事業、学校給食に関する質疑や、新城開府450年事業などについての質疑があり、担当課長、参事が答弁をしております。

予算委員会では予算案が可決されましたので、最終日の23日月曜日本会議に採決が行われる運びとなります。また、鈴木志保委員の任期が、この3月31日までとなっておりますので、再任のための人事案件を上程しております。こちらも23日の月曜日、最終日に審議されることとなっております。

議会については以上です。

○職務代理者

それでは、ただいまの教育部長の説明に対して、質問、ご意見ございますか。

よろしいですか。

では、イの新城市学校給食費取扱要綱の一部改正について、学校給食課お願いいたします。

○学校給食課

申し上げます。資料の53ページをお願いします。

1月の本会議で給食費の値上げを協議していただきました。その結果を要綱に反映させるため、資料のと

おり、一部改正をいたしましたのでご報告いたします。

○職務代理者

この説明に対して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○教育委員

48ページの第5条ですかね。これ、「一の年度において学校給食の実施を予定する回数は、教育委員会が定めるものとする。」ちょっとよく分からないけど、この一の年度っていうのは何を意味しているんでしょうか。

○学校給食課

その年度、今回でいきますと令和8年度のことを。

○教育委員

「一の年度」って使うんですね。

○学校給食課

はい、その表記になるということです。

○教育委員

知らなかったので聞きました。分かりました。

○職務代理者

49ページの第10条の「給食費を徴収しない日」っていうところ、今後、今日議題にあった熱中症特別対策で給食が実施できないというときには、どこの項目に当てはめればいいのですか。

○菅野課長

この項目にない場合は、(5)、50ページです。(5)で「その他教育委員会が必要があると認めるとき」というのがございますので、まずはそこで対応していけばよろしいかと思います。

あとは、要綱を改正して、先ほどの熱中症対策がおのずと続くようであれば、その部分の要綱を改正して対応することも考える必要があると思います。

○職務代理者

では、次にウの新城市スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課

お願いいたします。では、資料のほうは54ページになります。来年度より新たに設置するスクールソーシャルワーカーについて、担当の前崎より説明させていただきます。

○学校教育課

よろしく申し上げます。では、54ページをご覧ください。

令和8年度から新城市もスクールソーシャルワーカーを設置することに伴いまして、そちらの要綱を作成しました。スクールソーシャルワーカーというのは、悩みや問題を抱えた児童生徒やその保護者に対して、関係機関とのつなぎ役として支援体制を構築していってもらうものです。新城市では、ここ2年間、中学校の不登校生徒数が大幅に減少しまして、今年度も減少が見込まれております。さらにスクールソーシャルワーカーを設置することで、環境をより改善していくことを大きな役割として担っていただこうと思っております。以上です。

○職務代理者

スクールソーシャルワーカーについて、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

お願いします。

○教育委員

1点、お願いします。スクールソーシャルワーカーは、市としての採用なのかということと、それに関わって、何人ぐらい入るのかということをお願いします。

○学校教育課

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーは、市の採用になります。ただ、県の補助金を3分の1いただけることにはなりますが、市の採用となります。今年度は1名を配置して、学校教育課に1名配置をして、市内19校を回っていただくという形になります。

○職務代理者

子どもの心をケアするのがスクールカウンセラー、子どもやその家族の抱える問題を家庭訪問しながら直接サポートするのがスクールソーシャルワーカーであり、それぞれ立場が違うと思います。

ぜひ、各学校に情宣をどんどんしていただいて、有効活用していただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、エの行事・出来事（3月、4月）についてということで、報告事項がある事務局のみ、その説明をお願いいたします。

○教育総務課

教育総務課ですが、年度末3月31日と4月1日、教職員と市職員の辞令交付式を行います。

よろしくをお願いします。

以上です。

○職務代理者

よろしいですか。

ほかにかがでしよう。

○学校給食課

63ページの学校給食です。63ページの4月13日をご覧ください。

新城小学校の受入室の給食の受入れが、部屋が完成しまして、4月13日から供用開始となります。これで、令和5年度から17校の改修を進めてまいりましたが、最後の小学校の改修が完了して、全ての学校の受入室が完了して、4月13日から稼働いたします。

以上です。

○学校教育課

すみません、学校教育課からお願いいたします。

64ページをご覧ください。

まず、3月6日、中学校の卒業証書授与式にご臨席賜りまして本当にありがとうございました。当日、東郷中学校で2名の生徒に卒業証書を渡せなかったということはあったようですが、その後、無事に渡せたというふうに聞いております。

また明日、小学校のほうもあります。無事に終わってくれることを期待しております。祈っております。

また、4月8日に小学校の入学式が行われます。参加していただける方、すみませんがよろしくお願いします。

○生涯共育課

鳳来寺山自然科学博物館からです。69ページから70ページのチラシをご覧ください。

4月4日から6月14日まで中部地方で活動している中天星空クラブの協力による天体写真の展示、特別展「遙かなる星空」を開催します。続いて、4月11日から7月20日まで、食べ物に由来する名前を持つ鉱物を展示紹介するミニ特別展「鉱物の食卓」を開催します。

博物館から以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。それでは最後になりますが、本日の議題のほかにご意見、ご質問がある委員の方、見えますでしょうか。

○教育委員

先月の末、教育委員を代表しまして、子ども子育て会議のほうに出席してまいりましたので、ちょっとその会議の内容を少しだけお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、最新の広報しんしろ「ほのか」にも載っていたんですが、新年度4月からこども園のほうで、これ全国のものなんです、「こども誰でも通園制度」略して「だれつう」がスタートします。いわゆる未満児さん、小児以前の年齢のお子さんを預かるよというものなんです、これ国から下りてきた制度で、各自治体やっぱりいろいろとどうしようっていう、でも国のほうからやりなさいって言われてる、どうしようっていう、すごくふわっとした感じで、新城市では、東郷中こども園を使用して「こども誰でも通園制度」というのを使うんですが、これ週に10時間、1日2時間を限度に午前中と午後とお昼を挟まずに1日2時間まで預かりますよという制度なので、もう本当に子どもを預かってほしいお母さんたちに「2時間って。」という意見があるのと、あと障害を持ってるお子さん、それから今増えている外国籍のお子さんに対する対応っていうのもまだ決まっていない。保育士も今足りてない状況。ただ、園の部屋は子どもが少なくなっているんで空いているという状況の中で新城市はスタートしなければならないということで、利用するのにも書類をたくさん書いて提出して、面接をして、あなたは利用可能ですよ、おさんは利用可能ですよ、事前に予約してくださいねという状況で、すごく手間がかかるという制度がこの4月から始まりますというのが一つでした。

それから、こども園の再編計画の話なんですけれども、これで4月から新年度が始まって、その翌年度にこども園の園編成があるということで、千郷と東郷と鳳来地区で。千郷のこども園は、バローを少し入っていったところに稲木の公民館があるんですが、その横の辺りにこれから建設をしていく予定だということで今もう決まっている状況です。ただ、一年前倒して、この3月いっぱい閉園するこども園が、ちょっと急遽なんですが出まして、それが山吉田こども園です。現状10人のお子さんが保育を受けていらっしゃるんですが、これで新年度、26年度になったときに新たに入園してくる子どもさんはゼロだそうです。で、残る子どもさんが5人ということで、この5人のお子さんの保護者の皆さんが、もう5人だけでは子どもたちがかわいそう過ぎるので、ほかの園に統合してくださいということで強い要望があったため、山吉田こども園は一年前倒して閉園をして、違う鳳来地区のこども園に統合するというので、そちらに5人のお子さんはこの4月から通園されるそうです。

あと、これ教育委員会も関係あるんですけども、中学校の部活動のことを言っていられる小中学校の保護者の方が代表で来ている委員の方がいらっちゃって、これから部活動がどうなっていくのか、我々まだ保護者の身として全く把握してなく、子どもたちも心配を抱えているので、どうなるのか知りたい

という要望、小中学校の保護者の方の声が、クラブチームに入っている子はいいんだけど、入っていない子どもたちは一体これからどうなってしまうのかという不安を抱えているお宅が多いらしいので、その辺もきちんと説明をしていってあげなきゃいけないのかなという気持ちを少し持ちました。

さらに子どもの数は減っているんだけど、放課後児童クラブは、見てくれる先生という支援員の方というのが、地域によって、とっても充実している地域もあれば、千郷のように、児童クラブに入っている子どもの数に対して、見てくれる大人の数明らかに足りていなくて、もう学校の先生状態ですよ。本当にオーバーワークになっちゃっている児童クラブもあるので、それを何とかしていただきたい、子どもの数が減っているのに対して、やっぱり仕事をしたいという保護者の方が増えてるので、その辺の支援っていうのをもうちょっと考えて、市としては予算をつけて考えていってほしいという要望が出ていたという、そんな感じでした。以上です。

○職務代理者

貴重な情報をありがとうございます。

私も一つ教えてください。11月28・29日の2日間の第33回の全国山城サミットがあります。その件で三つ。

一つ目は、中心となる事務局はどこになるのですか。

二つ目、現段階で計画されている行事・内容について。

三つ目、教育委員会が事務局となるとすると、教育委員は、それに参加するということになりますか。

自分たちの日程も押さえておかなければならないので。

○生涯共育課参事

まず事務局は、来年度新設される歴史文化課が事務局になる予定でおります。

これまで文化財資料館と保存館で仕事をしておりましたが、歴史文化館本体は一応市役所の教育委員会の部屋の中に入りますので、その中で全体の取りまとめなり指揮をしていくというような格好になってくるかと思えます。

それから、主な内容につきましては、28日と29日の2日間を予定しております。28日は、全国山城サミットという連絡協議会という組織体がございます。その総会とか、シンポジウム、講演会を予定しております。今調整しておりますのは、基調講演として小和田哲男先生をお招きしたいなというふうに思っております。

それから、シンポジウムのほうは、お城の第一人者である千田先生と、それから今年も来ていただいたんですが、平山優先生をお招きしたいというふうに今考えて調整を行っているところです。

1日目それで終わりのような格好になるかと思えます。

それから、2日目は今年度行いましたコンサート、音楽会をまた奥三河音楽連盟の方にお問い合わせをさせていただこうということと、それから、講演会を一応2本ぐらいお問い合わせをしたいなということで、今準備を進めております。

それから文化会館全体を使いまして、山城を持っている自治体とか東三河とか県内の自治体に我が町の戦国をPRしてほしいということで、ブース出展をお願いしようと思っております。地域でそれぞれ歴史的なものを保存するボランティア団体がございますので、そういった方々にも自分たちのやっていることを紹介してもらおうようなブースも考えております。

それから、せっかく新城へお越しいただくものですから、長篠城とそれから作手方面で古宮城、亀山城、

それから新城開府450年ということで考えておりますので、新城城を来たお客様にご案内できるようなツアーを行いたいというふうに考えております。

それから、教育委員の皆様方にどういった形で関わっていただくかっていう部分は、これから検討していこうかと思うんですけども、シンポジウムとかそれから基調講演のほうは、一応大ホールのほうでやる予定でおりますので、ちょっと舞台の上に上がっていただくかどうかというのはまたこれから考えていこうかと思うんですけども、ぜひそういった新城の歴史文化を地元の人ではなくて、そういう大学の先生方がどういうふうに見ているかっていうところをやっぱり聞いていただきたいなと思いますので、また時期が来ましたらご案内、ある程度内容が固まりましたらまたご案内のほうを差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○職務代理者

そのほかよろしいですか。

ありがとうございました。次回、教育委員会定例会議は4月20日月曜日に開催を予定しております。以上をもちまして、令和8年3月新城教育委員会定例会議を終わります。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時15分